平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

を

## 岩手県規則第54号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第3の2を次のように改める。

別表第3 (第28条の2関係)

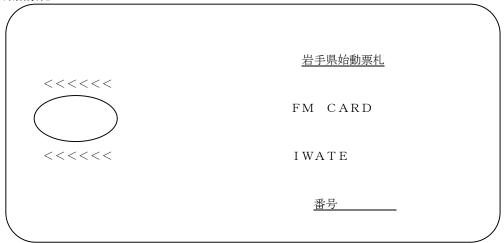
## 納税証紙印



大きさ 縦 23.0ミリメートル、横 65.0ミリメートル

別表第3の2 (第28条の3関係)

## 始動票札



大きさ 縦 54.0ミリメートル、横 86.0ミリメートル

様式第61号の2中

Γ

	種類		金額	摘要
4/5			円	
始動	収納計器第1号器	1		
期票	収納計器第2号器	2		
泉	収納計器第3号器	3		
1 作品	収納計器第4号器	4		
	始動票札買受申込額	1)+2+3+4=5		
	誤表示還付請求額			

5-6	差引計		7	
	前回までの取扱手数料交付基礎	類	8	
7+8	取扱手数料交付基礎智	頂	9	
	2 億円以下の金額	$9 \times \frac{1.5}{100}$	10	
始	2 億円を超え3億円以下の金額	$9 \times \frac{1.0}{100}$	11)	
動票	3 億円を超え10億円以下の金額	$9 \times \frac{0.6}{100}$	12	
札 取	10億円を超え15億円以下の金額	$9 \times \frac{0.5}{100}$	(13)	
报 手	15億円を超える金額	$9 \times \frac{0.4}{100}$	<u>(14)</u>	
数	/J、計 ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+			
料	$(5) \times \frac{5}{100}$		(E)	
	合 計	15+16	17	
	前回までの交付額		18	
	⑪-⑱ 差引交付額		19	
7-19	差引納付額			

Γ

	種類		金額	摘要
始			円	
動	収納計器第1号器	1		
票	収納計器第2号器	2		
札	収納計器第3号器	3		
	始動票札買受申込額 ①+②+③	4		
	誤表示還付請求額	5		
4-6	差引計	6		
	前回までの取扱手数料交付基礎額	7		
6+7	取扱手数料交付基礎額	8		
始動	2億円以下の金額	9		
票 札	2億円を超え3億円以下の金額 8× 1.0 100	10		
取 扱	$3$ 億円を超え10億円以下の金額 $8 \times \frac{0.6}{100}$	(1)		
手 数	10億円を超え15億円以下の金額 $8 \times \frac{0.5}{100}$	12		

に

料	15億円を超える金額	$(8) \times \frac{0.4}{100}$	13	
	小 計	9+10+11+12+13	14)	
	$\textcircled{4}\times \frac{5}{100}$		15	
	合 計	<u>14</u> +15	16	
	前回まで	の交付額	17)	
	16-17 差引交付額		18	
6-18	差引	納付額		

改める。

第2条 岩手県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(始動票札の買受け等)	(始動票札の買受け等)
第28条の5 [略]	第28条の5 [略]
2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額、始動	2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の <u>押印金額等</u> を収
票札の使用済番号等を収納計器使用実績報告書(様式第61号	納計器使用実績報告書(様式第61号の3)により翌月5日ま
の3)により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければ	でに、所管の局長に報告しなければならない。
ならない。	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第61号の3中

Γ

実	績	収納計器別	第1	1 号器	第2	2号器	第:	3 号器	第4	4 号器		計
	前月	① 表示額		円		円		円		円		円
	末累	② 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)
表	計	①-② 差引正当表示額										
示 •	当	③ 表示額										
実績	月分	④ 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)
額	n	③-④ 差引正当表示額										
	∌l.	⑤ 表示額										
	計	⑥ 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)

を

		5-6					
		差引正当表示額					
当	月分值	吏用済始動票札番号	No.	No.	No.	No.	

Γ

実	収納計器別績	第1	号器	第2	2 <del>号器</del>	第	3 号器		計
前月末累計	① 押印金額		円		円		円		円
	② 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)
	①-② 差引正当額								
当	③ 押印金額								
月分	④ 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)
ガ   	③-④ 差引正当額								
	⑤ 押印金額								
計	⑥ 誤表示額	(	件)	(	件)	(	件)	(	件)
	⑤-⑥ 差引正当額								

に

改める。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年11月1日から施行する。